

清流の国 文化探訪 「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等 使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」(以下、「Art Discovery」という。)のロゴとマークの組合せ、ロゴ、ロゴと写真(以下「ロゴ等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、ロゴ等とは別表「南飛驒 Art Discovery ロゴ等 ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に掲げるものをいう。

(対象事業)

第3条 ロゴ等は、次の各号に掲げる活動のいずれかに該当する場合において使用することができる。

- (1) Art Discoveryの広報を目的として使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 南飛驒アートプロジェクト実行委員会の依頼に基づいて南飛驒アートプロジェクト実行委員会以外の者が使用するとき。
- (4) その他、南飛驒アートプロジェクト実行委員会会長(以下、「会長」という。)が適当と認めるとき。

(使用承認)

第4条 ロゴ等を使用する者は、あらかじめ『清流の国 文化探訪 「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等使用承認申請書』(様式第1号)により会長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

- (1) 南飛驒アートプロジェクト実行委員会及びその構成メンバーが営利を目的とせずに使用する場合。
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校が教育の目的で使用する場合。
 - (3) 報道機関がArt Discoveryの報道及び広報の目的で使用する場合。
 - (4) Art Discoveryに参加するアーティスト等が使用する場合。
 - (5) 南飛驒アートプロジェクト実行委員会の依頼に基づいて南飛驒アートプロジェクト実行委員会以外の者が使用する場合。
 - (6) その他、会長が認めたとき。
- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴ等の使用を承認するものとする。
- (1) Art Discoveryのイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (2) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
 - (3) 特定の党派、宗教又は宗派を支持し、又は支援する活動とみなされるとき。
 - (4) 宗教的又は政治的な活動とみなされるとき。

- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業であるとき。
 - (6) 特定の個人又は公益性を有しない特定の団体のみに係る事業であるとき。
 - (7) 申請時点及び申請から過去5年の間において、法令に違反し、又は違反する疑いがあるものとして、法令に基づく調査（定例的なものを除く。）、規制等の対象となっている者又は対象となった者（調査の結果、違反が認められなかった者を除く。）が主催、共催、後援等をする事業であるとき。
 - (8) ロゴ等を使用する者が次のいずれかに該当する場合。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (9) その他承認することが不相当と会長が認めた場合。
- 3 前項の規定による承認は、『清流の国 文化探訪 「南飛騨 Art Discovery」 ロゴ等使用承認通知書』（様式第2号）により行うものとし、会長は、当該承認にあたって必要な条件を付すことができる。
- 4 会長は、ロゴ等を使用する者に対し、使用状況についての調査を行い、又は使用状況について報告を求めることができる。

（使用料）

第5条 ロゴ等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴ等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式等を正しく使用し、ロゴ等の改変又は他のイラストを重ねた使用等をしないこと。
- (2) 承認された用途にのみ使用し、承認条件に従うこと。
- (3) 使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) その他、ガイドラインに記載されている内容を遵守すること。

（完成品データの提出）

第7条 ロゴ等を使用した者は、完成品の写真等完成品データ（以下、「完成品等」という。）を速やかに会長に提出しなければならない。

(承認内容の変更)

第8条 ロゴ等の使用承認を受けた者が、ロゴ等使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ『清流の国 文化探訪 「南飛驒 Art Discovery」 ロゴ等使用承認変更申請書』（様式第3号）により会長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(承認の取消し)

第9条 会長は、ロゴ等の使用がこの要領及び承認された内容に違反していると認められるときは、『清流の国 文化探訪 「南飛驒 Art Discovery」 ロゴ等使用承認取消通知書』（様式第4号）により当該承認を取り消し、当該承認に係る広報物等の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る広報物等の使用を中止し、速やかに当該物件を回収しなければならない。

3 第1項の規定に基づき、使用を取り消された者に生じる経費（改修費用、広報物等の作製費用等）は、当該使用を取り消された者が負担するものとし、いかなる損害が生じても、県はその責めを負わないこととする。

(報告義務)

第10条 ロゴ等を使用する者は、会長の求めがあったときは、ロゴ等の使用状況及び使用実績について報告しなければならない。

(使用期間)

第11条 ロゴ等の使用期間は、南飛驒アートプロジェクト実行委員会が解散する日までとする。

(責任の制限)

第12条 使用者が、ロゴ等の使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、会長が責任の一切を負わないものとする。

(事務)

第13条 この要領に関する事務は、南飛驒アートプロジェクト実行委員会事務局が行う。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年6月7日から施行する。

南飛驒 Art Discovery ロゴ等 ガイドライン

■種類と用途

種類	用途	使用例	記載頁
1_1 ロゴとマーク組合せ	基本はこちらを使用。縦組み、横組みはスペースによって選択可能。	チラシ、ポスター、パンフレット、WEB バナー、のぼり旗	P2-3
1_2 ロゴとマーク組合せ	ロゴを小さく扱う、小スペースの場合に使用		
1_3 ロゴとマーク組合せ +会期付き	1_1 1_2 で会期の付記が無い場合に使用		
2_1 ロゴ	小さいスペースしかなく、1_1, 1_2 だと文字が判別しにくい場合に使用。縦組み、横組みはスペースによって選択可能。	ロゴのみの広報物、 写真中心の広報物	P4
2_2 ロゴ+会期付き	2_1 で会期の付記が無い場合に使用。		
3 ロゴ+写真	写真のビジュアルが欲しい媒体に使用。 基本は縦の基本組合せを使い、スペースによって横 使いやその他のバリエーションも選択可能。	チラシ、ポスター、 WEB トップページ、 パブリシティ記事	P5-6

■最小サイズ、最小余白

視認性を保つため最小サイズ、周囲に一定の余白エリアを設けています。

余白エリアには他の要素をなるべく入れないように注意してください。

■カラー表示

広報物に制約がある場合や表示スペースに制限がある場合を除いて、原則、フルカラーで利用してください。

背景が暗い色、暗い写真の場合は、白で利用してください。

カラーの表示方法については、別紙を参照すること。

基本表示色 : 基本的に指定色を使用 (P2-6)

カラー単色表示 : 単色の印刷物等に使用 (P7)

モノクロ表示 : モノクロの印刷物等に使用 (P8)

ネガティブ表示 : 背景が暗い場合に使用 (P8)

■使用禁止事項

サイズは自由に変更して利用することができますが、変形・加工して使用することはできません。

- ✕ ロゴ・コピー単体のサイズおよび文字間のスペースを変更しない
- ✕ 変形（長体・平体・斜体）しない
- ✕ 指定と異なるカラーに変更しない
- ✕ 他の要素を付けない
- ✕ 影を付けない
- ✕ グラデーションやテクスチャを付けない
- ✕ ふちどりで表示しない

1_1 ロゴとマーク組合せ

ロゴ縦組とマーク組合せ



基本表示色
 ロゴ K100%
 マーク C100%,M50%,Y100%

1_2 ロゴとマーク組合せ

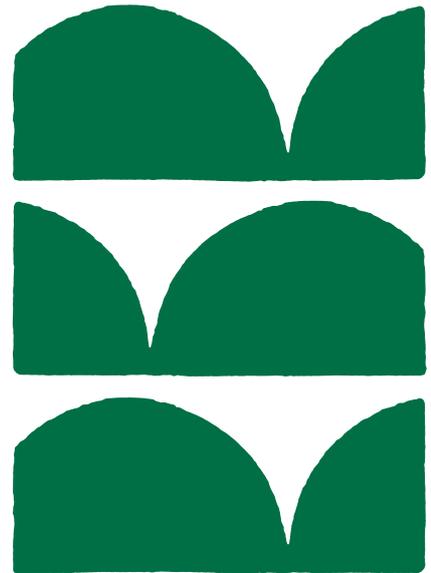


基本表示色
 ロゴ K100% + C100%,M50%,Y100%
 マーク C100%,M50%,Y100%

1_3 ロゴとマーク組合せ + 会期

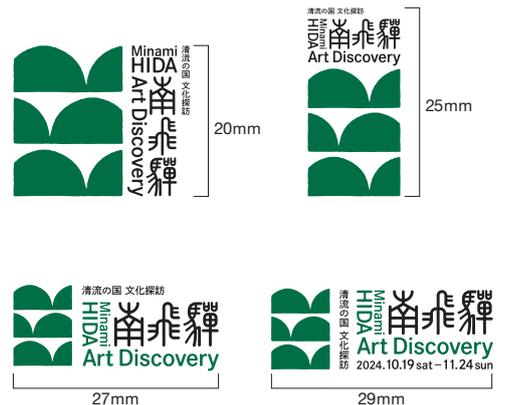


ロゴ横組とマーク組合せ



基本表示色
 ロゴ K100%
 マーク C100%,M50%,Y100%

■最小サイズ



ロゴとマーク組合せ

■最小余白

1_1 ロゴとマーク組合せ



1_2 ロゴとマーク組合せ



1_3 ロゴとマーク組合せ+会期



2_1 ロゴ

ロゴ横組

清流の国 文化探訪



基本表示色

ロゴ K100%
C100%,M50%,Y100%

ロゴ縦組



基本表示色

ロゴ K100%
C100%,M50%,Y100%

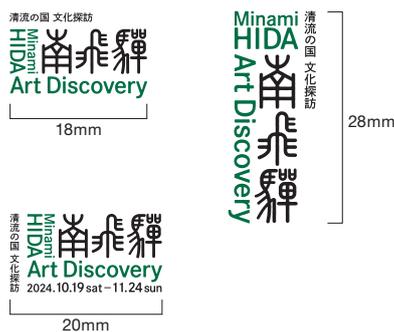
2_2 ロゴ+会期



基本表示色

ロゴ K100%
C100%,M50%,Y100%

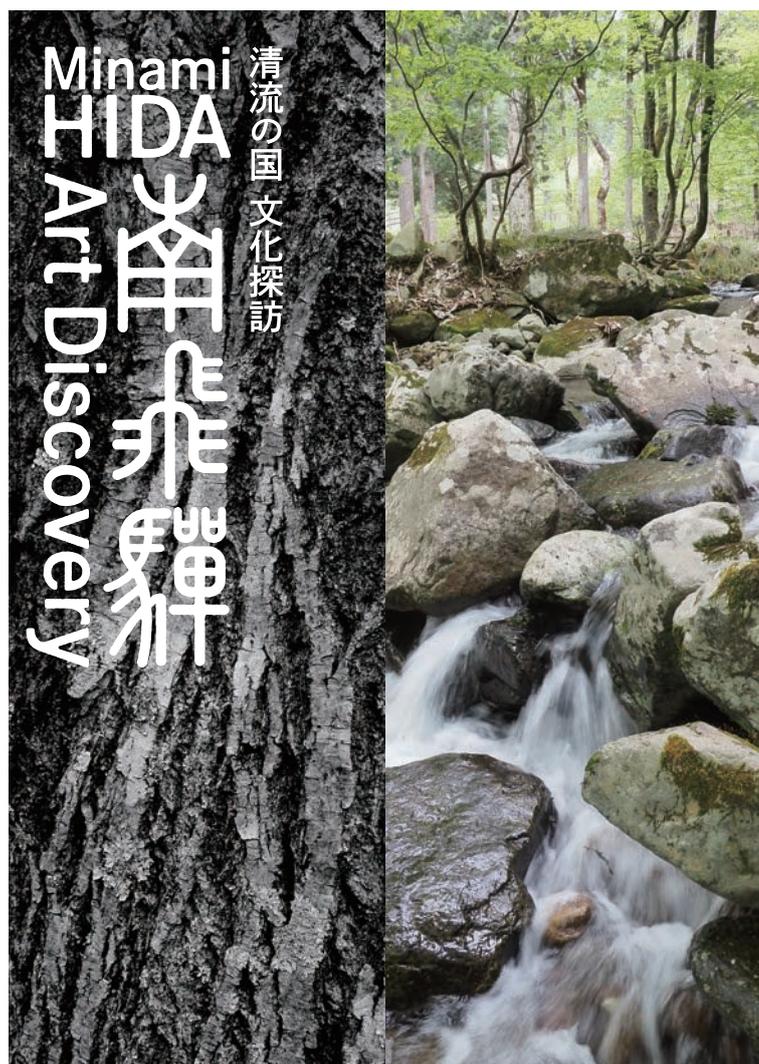
■最小サイズ



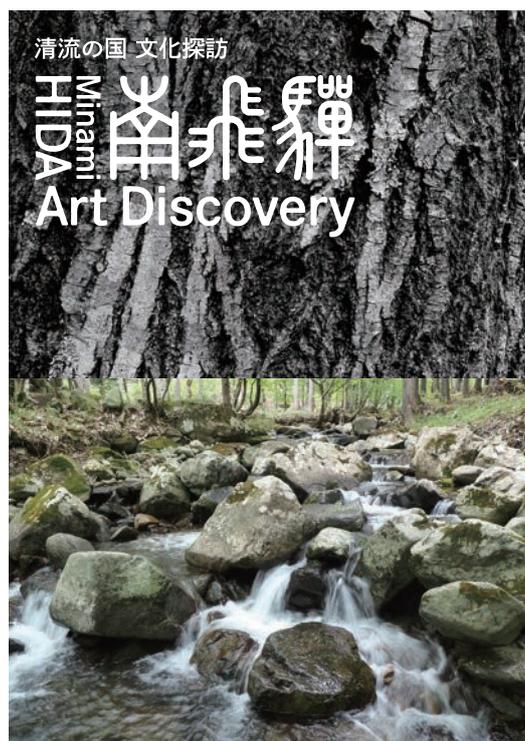
■最小余白



3 ロゴ+写真 組合せ (ロゴ 白)



写真基本組合せ



写真組合せバリエーション1



写真組合せバリエーション2

3 ロゴ+写真 組合せ (ロゴ 白)



写真組合せバリエーション3



写真組合せバリエーション4



写真組合せバリエーション5

ロゴ カラー単色表示

特色カラー DIC F283

プロセスカラー C100%,M50%,Y100%

1_1 ロゴとマーク組合せ



清流の国 文化探訪



ネガティブ表示 カラー単色



1_2 ロゴとマーク組合せ



1_2 ロゴとマーク組合せ+会期



2_1 ロゴ

清流の国 文化探訪



2_1 ロゴ+会期



ネガティブ表示 カラー単色



ロゴ モノクロ表示

K100%

1_1 ロゴとマーク組合せ



清流の国 文化探訪



ネガティブ表示 (暗い背景)



1_2 ロゴとマーク組合せ



1_2 ロゴとマーク組合せ + 会期



2_1 ロゴ

清流の国 文化探訪



2_1 ロゴ + 会期



ネガティブ表示 (暗い背景)



(様式第1号)

令和 年 月 日

南飛驒アートプロジェクト実行委員会会長 様

(申請者) 住 所

氏 名

清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等使用承認申請書

清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」のロゴ等を使用したいので、清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等使用取扱要領第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、ロゴ等使用承認通知書の承認条件等を遵守するものであり、承認条件等に違反した場合には、承認の取消しを受けても異議ありません。また、当該案件に係わる配布物、掲示物及び販売物の回収の要求についても速やかに応じ、一切の費用を負担することを誓約します。

記

1 使用ロゴ等	
2 使用対象物品 又はサービス	※商品名等
3 使用目的	
4 使用期間	自: 年 月 日() 至: 年 月 日()
5 使用方法 [種類・名称・規格等]	
6 連絡先	担当者名: TEL:
7 使用計画	

※添付書類 (1)企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

(2)申請者の概要、現況を示すもの

(3)その他参考となるもの

(様式第2号)

南ア第 号
令和 年 月 日

様

南飛驒アートプロジェクト実行委員会会長

清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等使用承認(承認内容変更)通知書

令和 年 月 日付けで承認(承認内容変更)申請のありましたロゴ等の使用(変更)については、清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等使用取扱要領第4条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 承認条件

- (1)使用承認(承認内容変更)申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2)清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等使用取扱要領を遵守すること。
- (3)承認後は速やかに写真等完成品データを提出すること。

2 承認期間

令和 年 月 日() から 令和 年 月 日()まで

【その他特記事項】

.

(様式第3号)

令和 年 月 日

南飛驒アートプロジェクト実行委員会会長 様

(申請者) 住 所
氏 名

清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等使用承認変更申請書

令和 年 月 日付け南ア第 号 で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等使用取扱要領第8条第1項の規定により、申請します。

記

1 使用ロゴ等	
2 使用対象物品 又はサービス	※商品名等
3 使用目的	
4 使用期間	自: 年 月 日() 至: 年 月 日()
5 使用方法 [種類・名称・規格等]	
6 連絡先	担当者名: TEL:
7 使用計画	

※添付書類 (1)企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)
(2)その他参考となるもの

(様式第4号)

南ア第 号
令和 年 月 日

様

南飛驒アートプロジェクト実行委員会会長

清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等使用承認(承認内容変更)取消通知書

令和 年 月 日付け南ア第 号 で承認(承認内容変更)したロゴ等の使用については、清流の国 文化探訪「南飛驒 Art Discovery」ロゴ等使用取扱要領第9条第1項の規定により、下記の理由により取消します。

当該承認に係わる物件の使用を中止し、広報物等(配布物・掲示物・販売物)を速やかに回収してください。

記

理 由